

令和7年度 第7回農業委員会総会 (7. 10. 20)
開 会 午後2時15分 小平市役所 6階 601会議室

議 長 ～ ただいまから、令和7年度・第7回農業委員会総会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めているよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ござい
ませんか。

全 員 ～ 異議なし。

議 長 ～ 1番 竹内委員、2番 中村委員にお願いします。

第1号議案 農地の権利移動又は設定許可申請の件（法第3条）

議 長 ～ 1番 譲 受 人
譲 渡 人

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 第1号議案から第3号議案の現地調査につきましては、10月15日午前
に14番酒井委員、10番滝島委員及び事務局、同日午後に1番竹内委員、
5番尾崎委員及び事務局とで行っております。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

本件は農地の所有権移転に関する案件でございます。

所有権移転の理由と経過につきまして、事務局担当から説明させていただきます。

事務局担当～ 本件は、農地を農地のままで所有権を移転するための許可申請に関する案件で
ございます。なお、該当の農地は、市街化区域畑及び介在畑ですので、あらかじめ報告させていただきます。

農地法第3条許可の基準については、農地の権利取得者が3つの条件を満たすこ
とが必要ですので、ここで簡潔に説明させていただきます。

また、お手元に3条許可の概要の資料をご用意いたしましたので、そちらもご参
照ください。

1つ目は、農地の権利を取得する方または世帯員等が農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかという全部効率利用要件でございます。

2つ目は、農地の権利を取得する方もしくは世帯員等がその取得後において行う耕作に必要な農作業に原則として150日以上従事することが認められるかという、農作業常時従事要件でございます。

3つ目は、取得後において行う耕作の事業の内容や農地の位置・規模からみて、農地の集団化や、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないかという、地域との調和要件でございます。

この3つが判断基準となりますが、2つ目の農作業常時従事要件につきましては、要件を満たしていることをあらかじめ事務局で確認しております。

今回ご判断いただくのは、1つ目の全部効率利用要件と3つ目の地域との調和要件、すなわち、「農地のすべてを効率的に利用すると認められるか」、「周辺地域の農業利用に支障がないか」の2点です。

それでは、現地の状況報告を、1番竹内委員からお願いいたします。

1番竹内委員～ 現地は、ローゼル、パッションフルーツなどが作付けされておりました。また、夏野菜を収穫した畑につきましても、今後適正に管理されると伺っておりますので、特に問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上1件を許可することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議 長～ 2番 申 請 者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 2番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることを証明するものでございます。

2番

現地案内図は、2ページ、2番です。

1番竹内委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 番竹内委員～ 現地は、ダイコン、ナス、ブロッコリー、カリフラワー、タマネギなどが作付けされておりました。適正に管理されており問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上 1 件を適格者として証明することに決定いたします。

第 3 号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長 ～	3 番	申 請 者
	4 番	申 請 者
	5 番	申 請 者
	6 番	申 請 者

以上 4 件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 3 番から 6 番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために 3 年ごとの証明を発行するものでございます。

3 番

現地案内図は、3 ページ、3 番です。

1 4 番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 4 番酒井委員～ 現地は、サツマイモ、ネギ、キュウリ、トマトが作付けされておりました。適正に管理されており問題ございません。

事 務 局 ～ 4 番

現地案内図は、4 ページ、4 番です。

1 4 番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 4 番酒井委員～ 現地は、キュウリ、キウイ、カキ、ブドウ、ナスなどが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており問題ございません。

事 務 局 ～ 5 番

現地案内図は、5 ページ、5 番です。

1 番竹内委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 番竹内委員～ 現地は、サツマイモ、サトイモ、ダイコン、カブ、シシトウなどが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており問題ございません。

事務局～ 6 番

現地案内図は、6 ページ、6 番です。

1 4 番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 4 番酒井委員～ 現地は、ナシ、カキ、クリ、マメナシが作付けされておりました。適正に管理されており問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上 4 件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

以上が今月の議案でございます。

次に、9 月 1 1 日から 1 0 月 1 0 日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第 1 号 農地転用のための届出の件 (法第 4 条)

議 長～	7 番	申 請 者
	8 番	申 請 者
	9 番	申 請 者
	1 0 番	申 請 者
	1 1 番	申 請 者

以上 5 件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第 4 条及び法第 5 条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。なお、8 番及び 9 番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

7 番

現地案内図は、7 ページ、7 番です。

転用目的は介護施設です。現況は更地でございます。

8 番

9 番

現地案内図は、8 ページ、8 番及び 9 番です。

転用目的は宅地造成です。現況は畑でございます。

1 0 番

現地案内図は、9 ページ、1 0 番です。

転用目的は専用住宅です。現況は宅地でございます。

1 1 番

現地案内図は、1 0 ページ、1 1 番です。

転用目的は学校用地です。現況は学校用地でございます。

以上 5 件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を 9 月 2 5 日、

1 0 月 3 日及び 1 0 月 1 6 日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う 4 条転用の報告を終わります。

第 2 号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第 5 条)

議 長 ～

1 2 番 譲受人

譲渡人

1 3 番 譲受人

譲渡人

1 4 番 譲受人

譲渡人

1 5 番 譲受人

譲渡人

1 6 番 譲受人

譲渡人

以上 5 件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局 ～ 1 2 番

現地案内図は 1 1 ページ、1 2 番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

13番

現地案内図は12ページ、13番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

14番

現地案内図は13ページ、14番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

15番

現地案内図は14ページ、15番です。

転用目的は専用住宅及び共同住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

16番

現地案内図は15ページ、16番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は雑種地でございます。

以上5件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を9月25日、10月3日及び10月16日をもって行いましたので報告いたします。
以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長 ～ 生産緑地の取得あっせんについて1件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

17番

現地案内図は、16ページ、17番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。

以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ な し

議長～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。